第2編 健診

第1章 内臓脂肪症候群に着目する意義

平成 17 年4月に、日本内科学会等内科系学会 8 学会合同でメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)の疾患概念と診断基準が示された。

これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態であり、それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としている。

すなわち、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、また、発症してしまった後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞等の心血管疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症 化を予防することは可能であるという考え方である。

内臓脂肪症候群の概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積、体重増加が血糖や中性脂肪、血圧などの上昇をもたらすとともに、様々な形で血管を損傷し、動脈硬化を引き起こし、心血管疾患、脳血管疾患、人工透析の必要な腎不全などに至る原因となることを詳細にデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになると考える。

第2章 健診の内容

(1)健診項目(検査項目及び質問項目)

1)基本的考え方

- 今後の新たな健診においては、糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診項目とする。
- また、質問項目は、①生活習慣病のリスクを評価するためのものであること、②保 健指導の階層化と健診結果を通知する際の「情報提供」の内容を決定する際に活用す るものであることという考え方に基づくものとする。
- なお、過去の健診項目との比較や健診実施体制の確保の容易性から、既に実施されてきている他の健康診断・健康診査等(介護保険法に基づく地域支援事業を含む)との関係について整理することが必要である。

2) 具体的な健診項目

「健診対象者の全員が受ける基本的な健診」と「医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診(精密健診)」の項目を以下のとおりとする(別紙1参照)。

なお、現行の健康診断・健康診査等で行われていない新たな項目については、その実施方策等について検討を行うことが必要である。

① 基本的な健診の項目

質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧測定、血液化学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査 (AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP))、腎機能検査(血清クレアチニン)、血糖検査(空腹時又は随時)、HbA1 c 検査、血清尿酸検査

② 詳細な健診 (精密健診)の項目

心電図検査、眼底検査、検尿(尿糖、尿蛋白、尿潜血)、貧血検査(赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値)のうち、現行の老人保健事業での基本健康診査における判断基準を踏まえた一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択

3)質問項目

基本的な健診の項目に含まれる質問項目を別紙2としてはどうか。

4) 項目の定期的な見直し

健診項目等の見直しを定期的に検討するシステムについては、厚生労働科学研究費補助金による研究班等を活用して、各学会の最新の知見に基づく、健診項目とするような体制の在り方について検討する。

(参考) 現在の質問項目等について

- ① 老人保健法による保健事業における基本健康診査の質問項目(現在の症状、既往歴、家族歴、 嗜好、過去の健康診査受診状況等) --具体的項目なし(※)
 - ※ 65歳以上の者に対しては、介護予防のための生活機能評価に関する基本チェックリスト(25項目)が定められている。
- ② 老人保健法による保健事業における生活習慣病予防に関する健康度評価のための質問票
- ③ 労働安全衛生法における事業者健診における質問項目(業務歴、既往歴、自覚症状、他覚症 状)--具体的項目なし

など、制度ごとに様々である。さらに、国民健康・栄養調査なども含め他の調査においても、質 問内容が異なっている。

例えば、喫煙歴についての質問内容の違いは以下のとおり。

喫煙についての質問内容

- (1) 老人保健法による保健事業・健康度評価のための質問内容
 - 1 現在の喫煙について □吸っている □過去に吸っていた □吸わない
 - 2 吸い始めた年齢は ()歳
 - 3 たばこをやめた年齢は ()歳
 - 4 1日の喫煙本数は ()本
- (2) 多くの事業所等で使用されている質問内容(国民栄養調査(~H14)と同様)「喫煙について」
 - ① 以前から(ほとんど)吸わない
 - ② 以前は吸っていたが今は吸わない
 - ③ 現在喫煙している
 - ④ ②、③に回答した場合→平均○○本(一日あたり)・喫煙歴○○年
 - ※ 留意事項(「第5次循環器疾患基礎調査」より)

「以前から(ほとんど)吸わない」には、以前一時的に吸った経験があっても現在吸っていない者も含める。

「以前は吸っていたが今は吸わない」とは、以前一定期間以上(1年以上)吸っていた経験があり、現在吸わない者をいう。

- (3) 国民健康・栄養調査(H15~)の質問内容
 - 「あなたは、これまでにたばこを吸ったことがありますか。」
 - 1 合計 100 本以上、又は6ヶ月以上吸っている(吸っていた)
 - 2 吸ったことはあるが合計 100 本未満で6ヶ月未満である
 - 3 まったく吸ったことがない
 - ・「現在(この1ヶ月間)、あなたはたばこを吸っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。」
 - 1 毎日吸う
 - 2 ときどき吸っている
 - 3 今は(この1ヶ月間)吸っていない
 - ※ 「現在習慣的に喫煙をしている者」の定義は、「合計 100 本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」のうち、現在(この1ヶ月間)「毎日吸う」又は「ときどき吸っている」者である。

(2) 健診項目の基準値等の標準化

1)基本的考え方

- 現行の健診では、健診の実施機関ごとに検査法、検査機器や試薬等の違いにより基準値、検査測定値や健診判定値が異なることもあり、異なる健診機関の間で一律に比較を行うことは困難である。
- 〇 一方、今後の新たな健診では、保険者は複数の健診機関で実施された被保険者の健診結果のデータを一元的に管理し、リスクの高いものから優先的に保健指導をしていくことが必要となるため、共通の健診判定値の設定や健診検査項目毎の検査測定値の標準化が必要である。
- また、健診項目の判定基準値については、内臓脂肪症候群、糖尿病、高血圧症、高 脂血症等の関係する学会のガイドラインとの整合性を確保することが必要であり、定 められた判定基準値についても、学会との連携の下、定期的に見直しを行うシステム が必要である。

2) 具体的な標準化の内容

①血液検査

- 〇 現在検討されている健診の血液検査 10 項目(下記)については、独立行政法人産業技術総合研究所等の協力を得て(※)、可能な限り、平成 20 年度までに標準物質の開発を行い、検査測定値の標準化を行うことができるようにする。
 - ※ 現在、特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会(JCCLS)、独立行政法人産業技術総合研究所等が連携し、臨床検査用の標準物質の開発を実施している。

【血液検査 10 項目】

脂質 (①中性脂肪、②HDLコレステロール、③LDLコレステロール)

肝機能(④AST(GOT)、⑤ALT(GPT)、⑥γ-GT(γ-GTP))

腎機能 (⑦血清クレアチニン)

その他(⑧血糖、⑨ HbA1 c、⑩血清尿酸)

○ 血液検査の標準物質については、技術的に可能な範囲で保健指導の必要性などの 判断に用いるための判定値である「健診判定値」を持つものとする(例えば、HbA1c であれば、5.5%(境界型の判定)及び6.1%(糖尿病型の判定)の標準値)。

血液検査項目のうち、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)については日本臨床化学会の勧告する方法が提示されており、標準法の設定は行われている。さらに、JCCLSにより認証された JC-ERM(Japan Certified- enzyme reference material)も市販されており、これらを用いた精度管理を行っている施設では十分な互換性が担保されていると考える。

血清クレアチニン、血清尿酸については平成 19 年度までに標準物質が産業技術総合研究所から提示される予定であり、これらを利用した精度管理が可能になり、また、血清尿酸についてはすでにJCCLSから標準物質が市販されていると聞いている。

〇 平成 20 年度において、これら標準物質が市販されている場合には、健診機関は、 原則として、これら標準物質を使用し、トレーサビリティも含めた十分な精度管理 を行うことが必要である。

②血圧測定、腹囲計測

血圧測定、腹囲計測については、測定方法を統一するため、これまでの国民健康・ 栄養調査等で行われてきた測定手法をもとに検討を進めていく。

3) 学会ガイドラインとの整合性

内臓脂肪症候群、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の判定基準値については、これらに 関係する学会のガイドラインと整合性がとれたものとする。

4) 基準値等の定期的な見直し

健診判定基準値等の見直しを定期的に検討するシステムについては、厚生労働科学研究費補助金による研究班等を活用して、各学会の最新の知見に基づく判定基準値とするような体制の在り方について検討する。

※ WG において検討された具体的な健診項目毎の標準的な測定方法、判定基準については別紙3参照。

第3章 保健指導対象者の選定と階層化

(1) 保健指導対象者の選定と階層化の基準

1) 基本的考え方

生活習慣病の予防を期待できる内臓脂肪症候群の選定及び階層化や、生活習慣病の有病者・予備群を適切に減少させることができたかを的確に評価するために、保健指導対象者の選定及び階層化の標準的な数値基準が必要となる。

2) 具体的な選定・階層化の基準

①内臓脂肪型肥満を伴う場合の選定

内臓脂肪蓄積の程度を判定するため、その基準として腹囲を用いるとともに、内臓脂肪症候群の判定基準となる高血糖、高血圧等のリスクを評価する健診項目(血糖や血圧等の測定)を用いる。

②内臓脂肪型肥満を伴わない場合の選定

腹囲計測によって内臓脂肪型肥満と判定されない場合にも、高血糖、高血圧等のリスクを評価する健診項目(血糖や血圧等の測定)を基本的な健診として実施することにより、内臓脂肪型肥満を伴わない糖尿病、高血圧症等の個別の生活習慣病を判定することができるようにする。

③健診項目の判定基準

「健診項目の基準値等の標準化」と同様に以下のようにする。

血糖			
情報提供	空腹時血糖 100mg/dl 未満、随時血糖 140mg/dl 未満、かつ、HbA1 c 5.5% 未満		
 保健指導	空腹時血糖 100mg/dl 以上 126mg/dl 未満、随時血糖 140mg/dl 以上 180mg/dl		
	未満、又は、HbA1 c 5.5%以上 6.1%未満		
受診勧奨 空腹時血糖 126mg/dl 以上、随時血糖 180mg/dl 以上、又は、HbA1 c 6.19			
脂 質(中性脂肪、HDL コレステロール)			
情報提供	是供 中性脂肪 150mg/dl 未満、かつ、HDL コレステロール 40mg/dl 以上		
保健指導 中性脂肪 150mg/dl 以上、又は、HDL コレステロール 40mg/dl 未満			
受診勧奨	(同上)中性脂肪 150mg/dl 以上、又は、HDL コレステロール 40mg/dl 未満		
血圧			
情報提供	収縮期血圧 130mmHg 未満、かつ、拡張期血圧 85mmHg 未満		
保健指導	収縮期血圧 130mmHg 以上 140mmHg 未満、又は、拡張期血圧 85mmHg 以上		
	90mmHg 未満		
受診勧奨	収縮期血圧 140mmHg 以上、又は、拡張期血圧 90mmHg 以上		

L	LDL コレステロール		
情報提供		120mg/dl 未満	
保健指導		120mg/dl 以上 140mg/dl 未満	
	受診勧奨	140mg/dl 以上	
血清尿酸			
情報提供		7.0mg/dl 未満	
保健指導		7.0mg/dl 以上 8.0mg/dl 未満	
	受診勧奨	8.0mg/dl 以上	

3) 質問票による階層区分の変更

健診結果による階層化を行った後、生活習慣の状況に関する質問票により、保健指導の対象者区分の変更を行う。

4) 対象者が治療中の場合

対象者が現在医療機関において治療を行っている場合の保健指導については、事例毎の特性を踏まえた上で、主治医との連携の下に行うことが望ましい。

なお、現在治療を行っている医療機関は、診療報酬における生活習慣病管理料や管理 栄養士による外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料等を積極的に活用することが望 まれる。

[具体的な事例]

- 1) 医療機関受診中だが、糖尿病等の生活習慣病については治療を行っていない事例
- 2) 医療機関で生活習慣病について治療を行っているが、健診で動機づけ支援、積極的支援の保健指導の対象となったリスクに関連する生活習慣病については治療を行っていない事例(高血圧の治療は行っているが、HbA1cが5.5%以上6.1%未満の場合)
- 3) 医療機関で生活習慣病について治療中であり、健診で動機づけ支援、積極的支援の保健指導の対象となったリスクに関連する生活習慣病についても治療を行っている事例
- 4)医療機関で生活習慣病について治療を行っているが、さらに生活習慣改善等の保健指導を行う必要がある事例

(2) 保健指導対象者の選定と階層化の方法

1)基本的考え方

- 内臓脂肪の蓄積により、心疾患等のリスク要因(高血圧、高血糖、脂質異常等)が増え、リスク要因が増加するほど心疾患等が発症しやすくなる。このため、保健指導対象者の選定は、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目することが重要となる。
- このため、内臓脂肪の蓄積を基本とし、リスク要因の数によって保健指導レベルを 設定していく。
- なお、内臓脂肪蓄積の寄与が比較的少ないと考えられる高血圧症、糖尿病等については、減量等を中心とした生活習慣改善をメニューとする保健指導とは異なる手法の保健指導となる。

2) 具体的な選定・階層化の方法

ステップ1

- 腹囲と BMI で内臓脂肪蓄積のリスクを判定する
 - ・腹囲 M≥85cm、F≥90cm →(1)
 - ・腹囲 M<85cm、F<90cm かつ BMI≥25 →(2)

ステップ2

- 検査結果、質問票より追加リスクをカウントする。
- ①~③は内臓脂肪症候群の判定項目、④~⑥はその他の関連リスクとし、④~⑥については①~③のリスクが 1 つ以上の場合にのみカウントする。

①血糖 a 空腹時血糖 110mg/dl 以上 又は

(但し、(1)の動機づけ支援レベル判定及び(2)、(3)の場合には 100mg/dl)

b 随時血糖の場合 140mg/dl 以上 又は

c HbA1 c 5.5% 以上 又は

d 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

②脂質 a 中性脂肪 150mg/dl 以上 又は

b HDL コレステロール 40mg/dl 未満 又は

c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

③血圧 a 収縮期 130mmHg 以上 又は

b 拡張期 85mmHg 以上 又は

c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

④LDL コレステロール120mg/dl 以上⑤質問票喫煙歴あり

ステップ3

ステップ1、2から保健指導支援レベルをグループ分け

(1)の場合

①~⑥のリスクのうち

追加リスクが 2以上の対象者は 積極的支援レベル

(メタボリックシンドローム基準適合者)

O又は1の対象者は 動機づけ支援レベル とする。

(2)の場合

①~⑥のリスクのうち

追加リスクが 3以上の対象者は 積極的支援レベル

1又は2の対象者は 動機づけ支援レベル はおおり

Oの対象者は 情報提供レベル とする。

(3)の場合

①~⑥のリスクのうち

追加リスクが 4以上の対象者は 積極的支援レベル

1から3の対象者は 動機づけ支援レベル

Oの対象者は 情報提供レベル とする。

※(3)の場合の支援法は、「内臓脂肪減少」を目的としたプログラムではなく、個人個人の 病態に応じた対応が必要。

さらに、同時に実施する質問票*1を用い、生活習慣改善の必要性を判定し、健診結果の支援レベルと、質問結果の生活習慣改善の必要性との関係*2から、追加的に保健指導のレベルを再判定する。

※1 生活習慣改善の必要性を判断するための質問票

質問項目	はい いいえ	判定
1. 20 歳の時の体重から 10 kg以上増加している	はい(1点) いいえ(0点)	1点
2. 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年	はい いいえ	全て
以上実施	はい いいえ	、「いいえ」
3. 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間	はい いいえ	は1点
以上実施		
4. 同世代の同性と比較して歩く速度が速い		
5. タバコを吸っている	はい(1点) いいえ(0点)	1点
合 計		*点

なお、本質問票は自記式を想定しており、回答の際の目安については、別途 Q&A を作成し、提示していく。

※2 健診結果の支援レベルと質問項目の合計点数による保健指導の判別

			健診結果の支援レベル			
			情報提供 レベル	動機づけ支援 レベル	積極的支援 レベル	
質問項目の合計点数	質問	3 公				積極的支援
		2 点				動機づけ支援
		1 点				
	〇点				情報提供	

対象者が医療機関で治療中の場合も、医療機関と連携を図り、医療機関で保健指導が 十分できない場合等には、**主治医の指示の下**、必要な保健指導が確保されるよう調整を 行うことが望ましい。

なお、現在治療を行っている医療機関は、診療報酬上の生活習慣病管理料や管理栄養 士による外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料等を積極的に活用することが望まれる。

(例:高血圧の治療中であっても、血糖にリスクがある場合は、糖尿病予防のための保健指導が必要であり、医療機関と連携した上で、必要な保健指導が確保されるよう調整することが重要。)

詳細な健診(精密健診)

現行の老人保健事業での基本健康診査における判断基準を踏まえた一定の基準の下、 重症化の進展を早期にチェックするため、医師が必要と判断した場合は、詳細な健診(精密健診)として、眼底検査、心電図等のうちから選択的に行うこととする。

受診勧奨

検査結果が、

1)血糖	a 空腹時血糖	126mg/d1以上	又は
	b 随時血糖の場合	180mg/dl 以上	又は
	c HbA1c	6.1% 以上	
②脂質	a 中性脂肪	150mg/d1以上	又は
	b HDL コレステロール	40mg/d1 未満	
③血圧	a 収縮期	140mmHg 以上	又は
	b 拡張期	90mmHg 以上	
④血清尿酸		8.0mg/d1以上	
⑤LDL コレステ	ロール	140mg/d1以上	

の場合で、治療が行われていない場合は、心血管病の進行予防(心疾患、脳卒中等の重症化予防)のために治療が必要であることを指導し、治療の中断による重症化が起きないよう保健指導を継続することが重要である。

なお、治療中であっても重症化を予防するためには生活習慣の改善が重要であることから、現在治療を行っている医療機関は、診療報酬における生活習慣病管理料や管理栄養士による外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料等を積極的に活用することが望まれる。医療機関で保健指導が十分できない場合等には、保健指導が確実に確保されるよう、医療機関と調整することが望ましい。

第4章 健診の精度管理

内部精度管理と外部精度管理の実施

1)基本的考え方

内部精度管理、外部精度管理について、健診実施者は、「健康増進事業実施者に対する 健康診査の実施等に関する指針」における精度管理に関する事項に準拠して、精度管理 を行うものとする。

2) 内部精度管理

内部精度管理については、原則として、特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会 (JCCLS)、独立行政法人産業技術研究所が開発した標準物質を使用し、トレーサビ リティも含めた十分な内部精度管理が定期的に行われていることが必要である。

3)外部精度管理

外部精度管理については、現在実施されている種々の外部精度管理事業(日本医師会、日本臨床検査技師会、全国労働衛生団体連合会など)を定期的に受けるものとする。

(参考)「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」 (平成16年厚生労働省告示第242号)(抄)

第二 健康診査の実施に関する事項

- 二 健康診査の精度管理
- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理(健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。
- 2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理(健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。)及び外部精度管理(健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。)を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。
- 3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。
 - (一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関する事項
 - (二) 健康診査の実施の手順に関する事項
 - (三) 健康診査の安全性の確保に関する事項
 - (四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査結果の取扱いに関する事項
 - (五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出条件等検査の実施に関する事項
 - (六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項
 - (七) 検査結果の保存及び管理に関する事項
- 4 健康増進事業実施者は、健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度 管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施 する健康診査について必要な外部精度管理を実施するよう努めること。
- 5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。
- 6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努めること。

第5章 健診データ等の電子化

(1)健診データ提出の電子的標準様式(健診機関等→保険者、保険者→保険者)

1) 基本的考え方

- 今後の新たな健診における、健診データの流れとして以下の場面が考えられる。 別紙4参照
 - ① 健康診査実施機関・保健指導実施機関→保険者〔法第 28 条〕
 - ② (被扶養者の健診を行った)保険者→(被扶養者所属の)保険者〔法第26条〕
 - ③ (異動元の)保険者→(異動先の)保険者〔法第27条〕
 - ④ 労働安全衛生法に基づく健診を実施した事業者→(当該労働者所属の)保険者 〔法第 27 条〕

また、健康診査等の実施状況などについては、以下の流れが考えられる。

- ⑤ 保険者→国、都道府県〔法第15条〕、支払基金〔法第142条〕
- ※〔〕内の法番号は、現在審議中の「高齢者の医療の確保に関する法律案」に対応。
- 今回の新たな健診において、保険者には、被保険者の健診を実施する様々な健診機関や、被扶養者の健診を実施する他の保険者、さらには労働安全衛生法に基づく健診を実施する事業者などから、健診データが送付されてくることとなり、複数の経路で複雑に情報のやりとりが行われる。このことから、データの互換性を確保し、継続的に多くのデータを蓄積していくためには、国が電子的な標準様式を設定することが望ましいと考えられる。
- さらに、保険者ごとに健診・保健指導の実績を評価する際にも、膨大なデータを取り扱うことから、電子的標準様式が設定されることが必要と考えられる。
- また、電子的標準様式は、将来的に健診項目の変更、追加、削除、順番の変更等があっても対応が容易となるよう定めることが必要である。
- 個人情報の保護には十分に留意する。
- 人間ドック等他の健診のデータも、この電子的標準様式で収集できるようにする。
- 収集された電子的情報はバックアップのために、複数の場所に保存し、二重化する こと。

2) 具体的な様式

- 上記①「健診機関等→保険者」の提出様式は、以下の要件を満たす「別添の様式」(別紙5)、別紙6)とする。
- 特定のメーカーのハード、ソフトに依存しない形式にすること
- ・ 将来、システム変更があった場合でも対応が可能な形式にすること
- ・ 健診機関、保険者等の関係者が対応できる方式とすること ※研究班等で作成したフリーソフトを配布する。
- 上記②、③、④の提出様式についても、同様の標準様式ですることを考慮する。

○ 上記⑤の提出様式については、国、都道府県においては、健康日本 21 及び都道府県健康増進計画の見直し及び進捗状況の把握のために、各保険者から健診・保健指導実施状況報告が必要であり、そのための標準様式も必要である。